

# 奈良県住みよい福祉のまちづくり条例

奈良県

土木部・福祉部

<b>奈良県住みよい福祉のまちづくり条例の概要</b>	<b>3</b>
<b>奈良県住みよい福祉のまちづくり条例施行規則の改正について</b>	<b>5</b>
<b>奈良県住みよい福祉のまちづくり条例施行規則の解説</b>	<b>6</b>
<b>1 趣旨</b>	<b>6</b>
<b>2 公共的施設、特定施設</b>	<b>6</b>
1) 公共的施設	6
2) 特定施設	6
3) 公共的施設の整備基準適合義務	7
4) 特定施設の設置及び工事完了の届け出義務	7
5) 整備基準に適合した公共的施設の機能維持義務	7
<b>3 整備基準</b>	<b>12</b>
1) 整備基準	12
2) ただし書き	12
3) 整備基準に適合させなければならない建築物の部分	12
4) 建築物に係る整備基準の解説	13
1. 【建築物の出入口及びそれに至る通路】	13
2. 【廊下等】	18
3. 【階 段】	19
4. 【エレベーター】	20
5. 【居室の出入口】	24
6. 【公会堂等における客席の車いす使用者が利用できる部分】	24
7. 【便 所】	26
8. 【附属する駐車場】	31
9. 【案内標示等】	33
10. 【授乳場所】	34
11. 【ホテル・旅館の客室】	35
12. 【浴室、シャワー室及び脱衣室】	36
13. 【避難設備】	37
<b>4 特定施設の設置及び工事完了の届出</b>	<b>38</b>
1) 特定施設の設置の届出	38
2) 特定施設の工事完了の届出	38
<b>5 適合証の交付請求</b>	<b>39</b>
<b>6 立入調査員証</b>	<b>39</b>
<b>7 国、県、市町村に準ずる者</b>	<b>39</b>
<b>8 書類の提出部数</b>	<b>39</b>
<b>9 書類の提出先等</b>	<b>40</b>
<b>10 条例の規定と各種届出等の関係</b>	<b>41</b>
<b>参 考</b>	<b>43</b>
届出等の記入例	43
函面の記入例	49
写真撮影の例	51
報告書の様式	55
<b>例 規</b>	<b>57</b>
奈良県住みよい福祉のまちづくり条例	57
奈良県住みよい福祉のまちづくり条例施行規則	60
同 様式	87

# 奈良県住みよい福祉のまちづくり条例の概要

## 目 的

本条例は、住みよい福祉のまちづくりについて、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、障害者、高齢者等をはじめとするすべての県民にとって安全で快適な生活環境の整備を推進して、県民の福祉の増進に資することを目的としています。

## 基本理念

住みよい福祉のまちづくりは、すべての人々が個人として尊重され、等しく社会に参加できることを基本として、障害者、高齢者等の行動を制約する障壁が取り除かれ、すべての人々が自らの意志で自由に行動し、安全で快適に生活できる地域社会の実現を目指すことを基本理念としています。

## 責 務

住みよい福祉のまちづくりに関して、県、事業者及び県民の責務を定めています。

### 県の責務

住みよい福祉のまちづくりに関する総合的な施策を策定し、実施する。

### 事業者の責務

- ① 住みよい福祉のまちづくりについて理解を深める。
- ② 事業活動の用に供する施設を障害者、高齢者等をはじめとするすべての県民が安全で快適に利用できるよう努める。
- ③ 住みよい福祉のまちづくりに主体的かつ積極的に取り組むよう努める。

### 県民の責務

- ① 住みよい福祉のまちづくりについて理解を深める。
- ② 障害者、高齢者等をはじめとするすべての県民が安全で快適に施設を利用できるよう努める。
- ③ 住みよい福祉のまちづくりに主体的かつ積極的に取り組むよう努める。

## 県の施策

県は、条例の目的を達成するために基本方針とそれに基づく施策を計画的に実施します。

### 基本方針

- ① 意識の高揚を図る。
- ② 公共的施設の整備を推進する。
- ③ 県、市町村、事業者及び県民が連携して、住みよい福祉のまちづくりを推進する。

### 基本方針に基づく施策

- ① 広報活動、教育活動等の推進
- ② 情報の収集及び提供
- ③ 推進体制の整備
- ④ 県の施設の計画的な整備
- ⑤ 援助

## 公共的施設の整備

公共的施設を設置（新築、改築、増築又は用途変更）する事業者は、規模にかかわらず、整備基準に適合させるよう努めなければなりません。

### 公共的施設

不特定かつ多数の人が利用する建築物、道路、公園及び駐車場等

### 整備基準

① 公共的施設に適用する整備基準を規定（不特定かつ多数の人が利用する部分に限る。）

② 整備基準の適用除外について

基準に適合させる場合と同等以上に安全で快適に利用できる場合又は利用の目的若しくは構造、地形若しくは敷地の状況、沿道の利用の状況等により整備基準に適合させることが困難である場合には、当該基準と同等以上に安全で快適に利用できる事項又は適合させることが困難である事項については、この限りではありません。

### 機能の維持

○ 整備基準に適合した公共的施設の機能の維持

### 整備基準適合証の交付

○ 整備基準に適合した公共的施設は、所有者等の請求に基づき適合証を交付します。

## 特定施設

① 特定施設を設置（新築、改築、増築又は用途変更）しようとする事業者は、設置の内容を知事に届け出なければなりません。

② 既存の特定施設は、整備基準に適合させるよう努めなければなりません。

### 特定施設

○ より公共性の高い公共的施設

### 届出(変更の場合も同様)

① 工事着手前に整備計画を知事に届出 ⇨ 整備基準適合への「指導、助言」

② 工事完了時に整備状況を知事に届出

### 国等の施設

○ 自主的に整備する。なお、計画及び整備状況等を知事に報告

## 担保規定

この条例の遵守を確保するための必要な措置を定めています。

### 立入調査

○ 届出しなければならない特定施設に対して、必要に応じ整備基準への適合の状況を調査

### 勧告

○ 届出が行われないとき又は届出の内容と異なる工事が行われたとき

### 公表

○ 届出及び届出内容に関する勧告に従わないとき（事前に弁明の機会を与える）

# 奈良県住みよい福祉のまちづくり条例施行規則の改正について

(平成16年10月29日公布 平成17年4月1日施行)

## 改正の理由

急速な高齢化の進展や県民意識の高まりなどからバリアフリーに対する社会的ニーズが増大しているなか、国の関係法令（交通バリアフリー法、改正ハートビル法等）の整備など福祉のまちづくりを取り巻く社会状況が大きく変化しており、規則（整備基準）を見直しました。

## 主な改正内容

### 1 建築物

日常生活に密着した身近な施設を新たに特定施設＝届出対象施設としました。

(届出対象規模の引き下げ・用途の追加)

- ・物品販売店、飲食店の届出対象を、改正前は床面積500㎡を超えるものとしていたものを200㎡を超えるものに引き下げました。
- ・サービス業店舗（床面積200㎡を超えるもの）、無病床診療所、公衆便所を新たに届出対象としました。
- ・飲食料品を中心とした最寄り品の小売やサービスを提供する長時間営業店舗（コンビニエンスストア等）は床面積100㎡を超えるものから対象としました。

ホテル、旅館の客室内のバリアフリーに関する基準を新たに規定しました。

- ・50室を超えるホテル、旅館にはバリアフリー化された客室を1室以上整備。

乳児用いすや授乳場所などの整備に関する基準を新たに規定しました。

- ・床面積1,000㎡を超える医療施設、文化施設、店舗、官公庁等の施設における便所及び公衆便所内には、乳児用いす、乳幼児用ベッドを設置。
- ・床面積5,000㎡を超える医療施設、文化施設、店舗、官公庁等の施設には、授乳場所を整備。
- ・床面積10,000㎡を超える医療施設、文化施設、店舗、官公庁等の施設に設ける便所には、オストメイト（人工肛門、人工膀胱等使用者）のための設備を整備。

### 2 道路

歩道はセミフラット型を標準とし、歩車道の接続部は「段差なし」から視覚障害者の識別性にも配慮した構造としました。

歩道の縦断勾配は、5%以下としました。

### 3 公園

主要な園路は縦断勾配を4%以下としました。

便所の基準を見直しました。

- ・男女各1ヶ所以上は洋風便器を設置
- ・こどもの利用の多い場所には、こどもが利用しやすい便器、手洗い器を設置。
- ・乳幼児連れの利用の多い場所には、乳幼児いす、乳児用ベッドを設置。

水飲み場、ベンチ等の設備の基準を新たに設けました。

車いす利用者用駐車施設を新たに規定しました。

### 4 公共交通機関の施設

駅、バスターミナルについて、公共交通機関の施設として国の法令と整合を図りつつ、新たに整備基準を設けました。便所、エレベーターなど、建築物の整備基準とも整合を図りながら基準を定めました。

- ・便所内に乳幼児いす、乳児用ベッドを設置。
- ・乗降客数5,000人以上の駅の便所には、オストメイト対応設備を設置

# 奈良県住みよい福祉のまちづくり条例施行規則の解説

## 1 趣旨

奈良県住みよい福祉のまちづくり条例施行規則は、条例第3章の施行に際して次の事項を定めている。

- (1)公共的施設の種類 (2)整備基準 (3)特定施設の種類 (4)特定施設の設置の届出及び工事の完了の届出  
(5)適合証の交付の請求 (6)国等に関する特例における国等に準ずるもの (7)その他条例の施行に必要な事項

(趣旨)

第1条 この規則は、奈良県住みよい福祉のまちづくり条例（平成7年3月奈良県条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## 2 公共的施設、特定施設

### 1) 公共的施設

公共的施設とは、不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。  
(条例第13条参照)

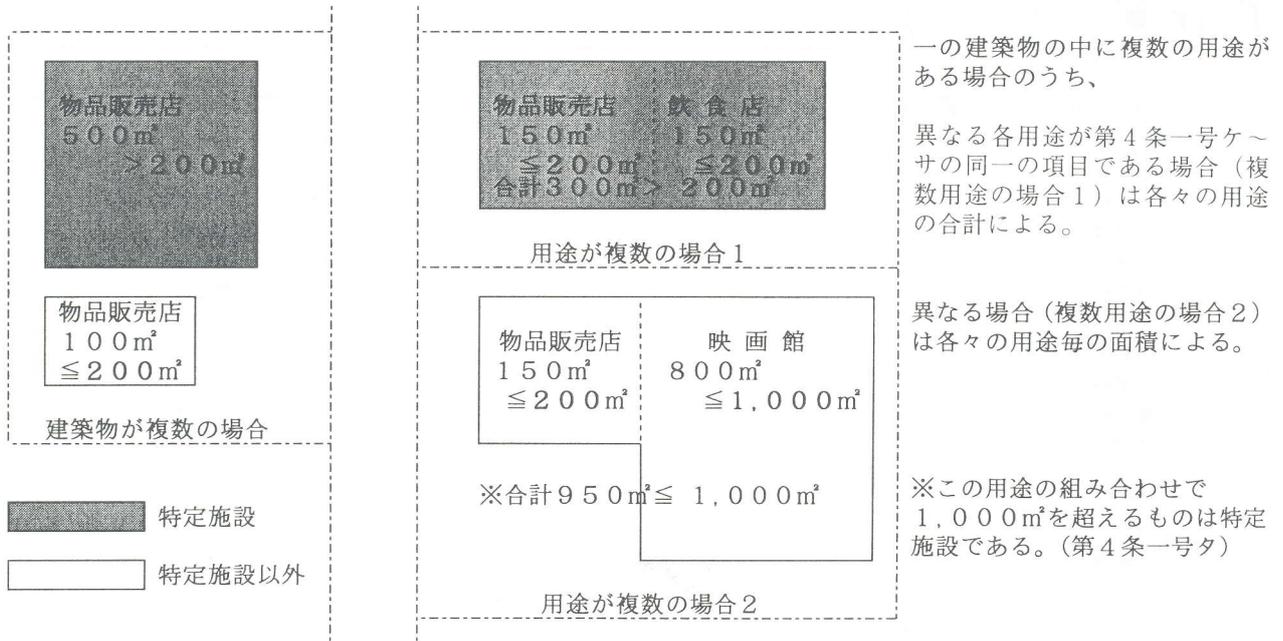
### 2) 特定施設

特定施設とは、公共的施設のうち、より公共性が高く、高齢者、身体障害者等に対する安全で快適な生活環境の整備が一層求められる施設をいい、別表に掲げるものが該当する。

なお、建築物の用途は複雑多岐にわたっている。別表に掲げるもののいずれかに該当するか否か判断しがたい場合は、取扱担当課（P42）にご相談ください。

※ 特定施設を床面積の合計で定義しているものについては、次による。

- ① 不特定かつ多数の者が利用する部分の床面積の合計だけでなく、当該用途に供する全ての部分（当該用途のための事務室、倉庫等の部分）の床面積の合計が対象である。
- ② 同一敷地内に複数の建築物がある場合は、全ての建築物の床面積の合計でなく、一の建築物ごとの床面積の合計による。
- ③ 一の建築物の中に複数の用途がある場合は、それぞれの用途に供する部分ごとの床面積の合計による。



### 3) 公共的施設の整備基準適合義務

特定施設を設置しようとする者、既存の特定施設を所有（管理）する者及び特定施設を除く公共的施設を設置しようとする者は、当該施設を整備基準に適合させるよう努めなければならない。（条例第13条、第17条参照）  
 ※ 設置とは、新たに公共的施設を新築する場合だけでなく、既存の公共的施設を改築若しくは増築する場合又は既存の建築物の用途を変更して公共的施設とする場合もこれに該当する。

### 4) 特定施設の設置及び工事完了の届け出義務

特定施設を設置しようとする者は、当該工事に着手する30日前までに設置の届け出を、当該工事を完了した後速やかに工事完了の届け出を知事等に提出しなければならない。（条例第14条、第16条参照）  
 この場合において、知事等は、設置者に対して必要な指導及び助言を行うことができる。（条例第15条参照）  
 また、国、県、市町村等が設置者である場合にはこれらの規定が適用されないが、これらに替えて報告を求めている。（条例第23条参照）

※ 届出の手続き等については、4、6、7及び8を参考のこと。

### 5) 整備基準に適合した公共的施設の機能維持義務

整備基準に適合した公共的施設を所有（管理）する者は、当該適合した部分の機能を維持するよう努めなければならない。（条例第18条参照）

#### （公共的施設）

第2条 条例第13条の不特定かつ多数の者が利用する規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第二号に規定する特殊建築物（倉庫、危険物の貯蔵場、と畜場、汚物処理場その他これらに類する用途に供する建築物を除く。）
- 二 事務所の用途に供する建築物
- 三 鉄道事業法施行規則（昭和62年運輸省令第6号）第9条第二号に規定する停車場のうち駅
- 四 自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）第2条第6項に規定するバスターミナル
- 五 消防法（昭和23年法律第186号）第8条の2第1項に規定する地下街
- 六 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路（自動車のみの一般交通の用に供する道路を除く。）
- 七 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園
- 八 遊園地、動物園又は植物園その他公園（前号の都市公園を除く。）に類する施設
- 九 駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第二号に規定する路外駐車場

#### （特定施設）

第4条 条例第14条前段の規則で定める公共的施設は、次のとおりとする。

以下 略（別表による。）

#### 別表

一 建築基準法第2条第二号に規定する特殊建築物のうち次に掲げるもの			全て
ア 学校その他これに類するもの			
学校			
小学校	学校教育法第1条	<第2章>	
中学校		<第3章>	
高等学校		<第4章>	
中等教育学校		<第4章の2>	
大学		<第5章>	
高等専門学校		<第5章の2>	
盲学校		<第6章>	
聾学校		<第6章>	
養護学校		<第6章>	
幼稚園		<第7章>	
その他これらに類するもの			
専修学校		<82条の2>	
高等専修学校	学校教育法第82条の2	<82条の4①>	
専門学校		<82条の4②>	
各種学校	学校教育法第83条第1項		
自動車教習所	道路交通法第98条第1項		
学童保育所(放課後児童健全育成事業を行う事業所)	児童福祉法第6条の2第12項		

イ 博物館、美術館又は図書館		全て	
博物館	博物館法第2条第1項 この他歴史館、科学館、産業館、動物園、植物園、水族館等の名称を問わず、それぞれ実物、模型の資料を一般公衆の利用に供するものは博物館に属する。		
美術館	博物館法第29条		
図書館	図書館法第2条第1項		
ウ 身体障害者更生援護施設、老人福祉施設又は有料老人ホームその他これらに類するもの		全て	
身体障害者更生援護施設			
身体障害者更生施設			<29条>
身体障害者療護施設			<30条>
身体障害者福祉ホーム			<30条の2>
身体障害者授産施設	身体障害者福祉法第5条		<31条>
身体障害者福祉センター			<31条の2>
補装具製作施設			<32条>
盲導犬訓練施設			<33条>
視覚障害者情報提供施設			<34条>
老人福祉施設			
老人デイサービスセンター			<20条の2の2>
老人短期入所施設			<20条の3>
養護老人ホーム	老人福祉法第5条の3		<20条の4>
特別養護老人ホーム			<20条の5>
軽費老人ホーム			<20条の6>
老人福祉センター			<20条の7>
老人介護支援センター			<20条の7の2>
有料老人ホーム	老人福祉法第29条第1項		
その他これらに類するもの			
児童デイサービス事業、児童短期入所事業(ショートステイ)、障害児相談支援事業を行う事業所で他に列記の無い施設	児童福祉法第6条の2第8項、第9項、第10項		
身体障害者デイサービス事業、身体障害者短期入所事業(ショートステイ)、身体障害者相談支援事業、身体障害者生活訓練事業、手話通訳事業を行う事業所で他に列記のない施設	身体障害者福祉法第4条の2第7項、第8項、第9項、第10項、第11項		
老人デイサービス事業、老人短期入所事業(ショートステイ)、痴呆対応型老人共同生活援助事業(グループホーム)を行う事業所	老人福祉法第5条の2第3項、第4項、第5項 (介護保険法第7条第11項、第13項、第16項)		
エ 児童福祉施設、助産所、精神障害者社会復帰施設、保護施設(医療保護施設を除く。)、婦人保護施設、知的障害者援護施設又は母子福祉施設その他これらに類するもの		全て	
児童福祉施設			
助産施設			<36条>
乳児院			<37条>
母子生活支援施設			<38条>
保育所			<39条>
児童更生施設			<40条>
児童養護施設			<41条>
知的障害児施設	児童福祉法第7条		<42条>
知的障害児通園施設			<43条>
盲ろうあ児施設			<43条の2>
肢体不自由児施設			<43条の3>
重症心身障害児施設			<43条の4>
情緒障害児短期治療施設			<43条の5>
児童自立支援施設			<44条>
児童家庭支援センター		<44条の2>	

助産所	医療法第2条第1項	
精神障害者社会復帰施設		
精神障害者生活訓練施設		<50条の2②>
精神障害者授産施設	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の2	<50条の2③>
精神障害者福祉ホーム		<50条の2④>
精神障害者福祉工場		<50条の2⑤>
精神障害者地域生活支援センター		<50条の2⑥>
保護施設		
救護施設		<38条②>
更生施設	生活保護法第38条	<38条③>
授産施設		<38条⑤>
宿所提供施設		<38条⑥>
婦人保護施設	売春防止法第36条	
知的障害者援護施設		
知的障害者デイサービスセンター		<21条の5>
知的障害者更生施設	知的障害者福祉法第5条	<21条の6>
知的障害者授産施設		<21条の7>
知的障害者通勤寮		<21条の8>
知的障害者福祉ホーム		<21条の9>
母子福祉施設		
母子福祉センター	母子及び寡婦福祉法第21条第1項	<21条②>
母子休養ホーム		<21条③>
その他これらに類するもの		
障害児自立生活援助事業(児童自立援助ホーム)を行う事業所で他に列記の無い施設	児童福祉法第6条の2第11項	
子育て短期支援事業(ショートステイ)を行う事業所で他に列記の無い施設	児童福祉法第6条の2第13項	
精神障害者短期入所事業(ショートステイ)、精神障害者地域生活援助事業(グループホーム)を行う事業所で他に列記の無い施設	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の3の2第3項、第4項	
知的障害者デイサービス事業、知的障害者短期入所事業(ショートステイ)、知的障害者地域生活援助事業(グループホーム)、知的障害者相談支援事業を行う事業所で他に列記の無い施設	知的障害者福祉法第4条第8項、第9項、第10項、第11項	
オ 病院又は診療所その他これらに類するもの		
病院	医療法第1条の5第1項	
診療所	医療法第1条の5第2項	
その他これらに類するもの		
介護老人保健施設	医療法第1条の6第1項 介護保険法第5章第3節第2款	全て
あん摩マッサージ指圧、はり、きゆう施術所	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第1条	
柔道整復施術所	柔道整復師法第2条第2項	
カ 公会堂又は集会場その他これらに類するもの		
公会堂		
集会場		全て
その他これらに類するもの		
公民館	社会教育法第5章	
地区集会所		
冠婚葬祭場		
キ 郵便局		
郵便局	日本郵政公社法第20条	全て

ク	火葬場		全て
	火葬場	墓地、埋葬等に関する法律第2条第7項	
ケ	飲食店、物品販売業を営む店舗又はサービス業を営む店舗(これらの床面積の合計が200平方メートル(飲食料品を中心とした最寄り品の小売及び各種公共料金等の代行等のサービスを提供する店舗で、長時間営業を行うものにあつては100平方メートル)以下のものを除く。)		
	飲食店		200㎡超
	食堂		
	レストラン		
	そば・うどん店		
	すし店		
	喫茶店		
	ファーストフード店		
	料亭		
	バー、キャバレー、ナイトクラブ		
	酒場、ビヤホール		
	物品販売業を営む店舗		100㎡超
	百貨店	旧百貨店法第2条	
	スーパーマーケット		
	コンビニエンスストア等(下線部の用途に該当するもの)		
	その他小売業又は卸売業を営む店舗		
	サービス業を営む店舗		200㎡超
	質屋	質屋営業法第1条第1項	
	宅地建物取引業の営業所	宅地建物取引業法第2条第三号	
	旅行業又は旅行業者代理業に係る営業所	旅行業法第2条第1項、同条第2項	
	チケット等の販売店		
	貸衣装屋、貸本屋、ビデオ・CDその他の物品を貸借する店舗		
	理容所	理容師法第1条の2第3項	
	美容所	美容師法第2条第3項	
	クリーニング所	クリーニング業法第2条第4項	
	損害保険代理店	保険募集の取締に関する法律第2条第2項	
コ	体育館、ボーリング場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、劇場、映画館、演芸場、観覧場、展示場、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、ホテル又は旅館その他これらに類するもの(これらの床面積の合計が1,000平方メートル以下のものを除く。)		
	体育館		1,000㎡超
	ボーリング場		
	スケート場		
	水泳場		
	スポーツの練習場		
	劇場		
	映画館		
	演芸場		
	観覧場		
	展示場		
	ダンスホール		
	遊技場		
	まあじゃん屋		
	ぱちんこ屋		
	ゲームセンター		
	公衆浴場	公衆浴場法第2条第1項	
	ホテル	旅館業法第2条第2項	
	旅館	旅館業法第2条第3項	
	その他これらに類するもの		
	簡易宿所	旅館業法第2条第4項	
	下宿	旅館業法第2条第5項	

サ 神社、寺院又は教会(これらの床面積の合計が500平方メートル以下のものを除く。)		500㎡超
神社	(宗教法人法第3条第一号に規定する境内建物(庫裏を除く。))	
寺院		
教会		
シ 共同住宅(住戸の数が50戸以下のものを除く。)		50戸超
ス 寄宿舍(室数が50室以下のものを除く。)		50室超
セ 工場(床面積の合計が5,000平方メートル以下のものを除く。)		5,000㎡超
ソ 公衆便所		全て
タ ケに併せてコの用途に供する建築物(当該用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以下のものを除く。)		1,000㎡超
二 事務所の用途に供する建築物のうち次に掲げるもの		
ア 国、県、市町村又は第9条各号に掲げる者がその事業の用に供する建築物		全て
イ 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項に規定する一般電気事業の用に供する建築物		
ウ ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第1項に規定する一般ガス事業の用に供する建築物		
エ 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第4号に規定する電気通信事業の用に供する建築物		
オ 銀行法(昭和56年法律第59号)第10条第1項各号に掲げる業務、長期信用銀行法(昭和27年法律第187号)第6条第1項各号に掲げる業務、信用金庫法(昭和26年法律第238号)第53条第1項各号に掲げる業務、労働金庫法(昭和28年法律第227号)第58条第1項各号に掲げる業務、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第9条の8第1項各号に掲げる業務又は農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第1項第二号又は第三号に掲げる事業、証券取引法(昭和23年法律第25号)第2条第8項各号に掲げる営業所又は貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第2条第1項本文に規定する貸金業の用に供する建築物		
銀行	銀行法第10条第1項	
長期信用銀行	長期信用銀行法第6条第1項	
信用金庫	信用金庫法第53条第1項	
労働金庫	労働金庫法第58条第1項	
信用協同組合	中小企業等協同組合法第9条の8第1項	
農業協同組合	農業協同組合法第10条第1項第二号、第三号	
証券取引業の業務を行う建築物	証券取引法第2条第8項	
貸金業の業務を行う建築物	貸金業の規制等に関する法律第2条第1項	
カ アからオまでに掲げるもののほか、事務所の用途に供する部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの		5,000㎡超
三 第2条第三号から第七号までに掲げる施設		
鉄道事業法施行規則(昭和62年運輸省令第6号)第9条第二号に規定する停車場のうち駅		全て
自動車ターミナル法(昭和34年法律第136号)第2条第6項に規定するバスターミナル		
消防法(昭和23年法律第180号)第8条の2第1項に規定する地下街		
道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路(自動車のみ一般交通の用に供する道路を除く。)		
都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園		
四 第八号に掲げる施設のうち、遊園地、動物園及び植物園		
遊園地	施設内の当該用途の目的に供する建築物は、博物館として取り扱い、物品販売や飲食の用途等別の機能を有する建築物は各々の用途として取り扱う。	全て
動物園		
植物園		
五 駐車場法第12条の規定による届出をしなければならない 路外駐車場(機械式のものを除く。)		500㎡超